

国民年金 コーナー

国民年金保険料の 免除制度②

今回は「一部納付(免除)制度」を紹介します。

一部納付(免除)制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。

一部納付(免除)制度には、次の3種類があります。

● 4分の1納付(3,750円)

● 2分の1納付(7,490円)

● 4分の3納付(11,240円)

※()内は納付する保険料の金額です。

次の所得基準の範囲内にある方が、対象となります。

◆所得基準

本人(申請者)・配偶者・世帯主のおおの前の前年の所得が次の計算式で計算した金額の範囲内であること。

【計算式】

● 4分の1納付

78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

● 2分の1納付

118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

● 4分の3納付

158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

【例】下表のとおり

※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

ただし一部保険料を納付しなかった場合には、その期間の一部免除が無効となり、未納と同じ扱いになるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また障がいや死亡といった不慮の事故が起こった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

一部納付(免除)制度の所得基準の目安

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162万円	230万円	282万円	335万円

岡郡山年金事務所

☎024-932-3434

岡町民生課

☎72-6933



空き家情報の
提供に
ご協力をお願いします

町では、首都圏をはじめとする都市住民の田舎暮らし志向が高まっている中「NPO法人ふるさと回帰支援センター」や「小野町ふるさと暮らし支援センター」などとの連携により、町への定住や二地域居住を積極的に推進しています。

しかし当町に移住を検討されている方へ提供する不動産情報が大変不足しているため、町では賃貸または売却可能な物件の情報を収集しています。

皆さんが所有されている空き家について、移住を検討されている方への情報提供が可能な方は、企画商工課までご連絡ください。

岡企画商工課 ☎72-6939